

管理技術者の兼務制限（測量・建設コンサルタント等業務）の緩和について（お知らせ）

令和6年3月29日
土木建築局建設産業課

令和6年度事業の円滑な執行を図るため、次のとおり取り扱うこととしました。

1 専任及び兼務制限緩和の取扱い

管理技術者の専任及び兼務制限について、当初契約時点では『業務分野別金額が500万円未満で兼務制限がない場合（以下「兼務制限なし」という。）』又は『500万円以上3,500万円未満で兼務制限配置させた場合（以下「兼務制限」という。）』には、その後の変更において『業務分野別金額が3,500万円以上で専任（以下「専任」という。）』になっても、**「専任」に変更せず「兼務制限」とする。**

なお、変更契約により、新たな業務分野を契約した場合は、上記「当初契約時点」を「新たな業務分野を契約した時点」とする。

（※色々なケースが想定されるため、別紙資料「管理技術者の兼務が想定される事例」を作成しましたので事務の参考としてください。）

	契約金額(業務分野別)	専任	兼務制限
「専任」	3,500万円以上	必要	兼務不可※
「兼務制限」	500万円以上 3,500万円未満	不要	当該業務の外に5件以上（500万円以上3,500万円未満の業務）兼務しないこと※
「兼務制限なし」	500万円未満	不要	兼務制限なし

※ 技術士は当該業務分野の外に10件以上又は業務分野別金額の総額が5億円を超える業務分野の管理技術者を兼務させないこととする。この場合の業務分野別金額は変更後の金額で判断する。

2 対象期間等

(1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに変更契約する業務

(2) 上記(1)を適用した測量・建設コンサルタント等業務に限り、対象期間終了後についても1の緩和措置を適用できるものとする。

【管理技術者の兼務が想定される事例】

な	し…兼務制限なし
兼務制限…一定の条件のもと兼務可能	
専	任…兼務不可
※特例を適用した箇所は太枠	

◎ケース 1（業務分野別金額の増額）

測量業務分野

金額が 2,550 万円から 3,600 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

設計業務分野

金額が 550 万円から 350 万円に減額のため、制限なし。

	契約金額	測量業務		設計業務	
当初契約	3,100 万円	2,550 万円	兼務制限	550 万円	兼務制限
変更契約	3,950 万円	3,600 万円	兼務制限	350 万円	なし

◎ケース 2（業務分野別金額の増額 + 新規業務分野の追加）

第 1 回変更について

測量業務分野

金額が 3,000 万円から 3,600 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 500 万円未満のため制限なし。

第 2 回変更について（対象は当初金額。新規追加分野については新規追加時の金額）

測量業務分野

金額が 3,000 万円から 1,250 万円に減額だが、価格帯により、兼務制限。

設計業務分野

金額が 1,500 万円から 3,600 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 100 万円から 600 万円に増額のため、兼務制限。

	契約金額	測量業務		設計業務		地質業務	
当初契約	4,500 万円	3,000 万円	兼務制限	1,500 万円	兼務制限	—	—
第 1 回変更	5,200 万円	3,600 万円	兼務制限	1,500 万円	兼務制限	100 万円	なし
第 2 回変更	5,450 万円	1,250 万円	兼務制限	3,600 万円	兼務制限	600 万円	兼務制限

◎ケース 3（業務分野別金額の減額）

第 1 回変更について

測量業務分野

金額が 3,800 万円から 2,400 万円に減額のため、兼務制限。

設計業務分野

金額が 2,000 万円から 3,600 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 600 万円のため、兼務制限。

第 2 回変更について（対象は当初金額。新規追加分野については新規追加時の金額）

測量業務分野

3,800 万円から 3,700 万円に減額で、第一回変更時において兼務制限に変更しているが、当初契約の業務分野別の金額が専任の金額帯のため、第 2 回変更時には、専任。

設計業務分野

金額が 3,600 万円から 2,800 万円に減額だが、金額帯により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 600 万円から 200 万円に減額のため、制限なし。

	契約金額	測量業務		設計業務		地質業務	
当初契約	5,800 万円	3,800 万円	専任	2,000 万円	兼務制限	—	—
第 1 回変更	6,600 万円	2,400 万円	兼務制限	3,600 万円	兼務制限	600 万円	兼務制限
第 2 回変更	6,700 万円	3,700 万円	専任	2,800 万円	兼務制限	200 万円	なし